忠生土地区画整理事業保留地補修費損害賠償金に係る訴訟提起について

上記の議案を提出する。

平成29年(2017年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

忠生土地区画整理事業保留地補修費損害賠償金に係る訴訟提起について

下記のとおり訴えを提起する。

記

1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号 町田市

被告 住民票記載住所

居住地

2 訴訟の目的

忠生土地区画整理事業保留地補修費損害賠償金として、被告 に対し 9,207,656円の支払いを求める。

3 忠生土地区画整理事業保留地補修費の対象所在地

従前地

現地番

4 事件概要

2010年12月7日、購入者へ所有権移転している忠生土地区画整理 事業の保留地において陥没が発生した。現地を試掘した結果、当該箇所は 過去井戸であり、その井戸を埋め戻す際にコンクリートがら等を使用する など、不適切な工法を行なったため陥没が生じたものと考えられる。 当該箇所は、従前地所有者である 氏に井戸の埋め戻しを含む整地 工事の補償費を市が支払っていたため、陥没箇所の是正工事の対応を要請 してきた。しかし、従前地所有者の所在が確知できないことから、市が代 理で工事を実施した。

その後2015年5月に従前地所有者を確知できたため、補修工事費及 び保留地購入者が土地を使用できなかった期間の土地借上げ費用を請求し たが、1年以上経過後も納付が無いため、訴訟提起をするものである。